

射水市不妊治療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 9 日

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 1 8 号

射水市不妊治療費助成に関する条例の一部を改正する条例

射水市不妊治療費助成に関する条例（平成 2 4 年射水市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号及び第 6 号中「次の各号」を「次」に改める。

第 3 条第 2 項中「不妊治療には」を「不妊治療は」に改める。

第 4 条第 5 号中「市税」を「徴収金（射水市市税条例（平成 1 7 年射水市条例第 7 8 号）第 2 条第 2 号に規定する徴収金をいう。）」に改める。

第 5 条第 1 項中「1 0 万円」を「3 0 万円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。